

証券コード 9168
発送日 2026年5月11日
(電子提供措置の開始日 2026年5月7日)

株 主 各 位

東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社ライズ・コンサルティング・グループ
代表取締役社長COO 松 岡 竜 大

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトよりご覧ください。

当社ウェブサイト

<https://www.rise-cg.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ライズ・コンサルティング・グループ」又は「コード」に当社証券コード「9168」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、ご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、当日本株主総会にご出席いただけない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁以下に記載の「議決権行使方法のご案内」に従って、2026年5月28日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2026年5月29日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都港区虎ノ門4-1-1
トラストシティ カンファレンス・神谷町 神谷町トラストタワー 2階
（開催場所を第5回定時株主総会から変更しております。ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第6期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第6期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権行使をされた場合の議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、各ウェブサイトにおいて、その旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いており、各ウェブサイトに掲載しております。なお、当該事項は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査役が監査をした事項の一部です。

- ・ 事業報告「新株予約権等に関する事項」
- ・ 事業報告「会計監査人に関する事項」
- ・ 事業報告「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制」
- ・ 事業報告「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ・ 事業報告「会社の支配に関する基本方針」
- ・ 連結計算書類「連結持分変動計算書」
- ・ 連結計算書類「連結注記表」

- ・ 計算書類「貸借対照表」
- ・ 計算書類「損益計算書」
- ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」
- ・ 計算書類「個別注記表」

議決権行使方法のご案内

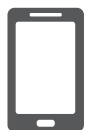
当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年5月28日（木曜日）午後6時到着分まで



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2026年5月28日（木曜日）午後6時入力完了分まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2026年5月28日（木曜日）午後6時入力完了分まで

当日ご出席される場合



○株主総会へのご出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2026年5月29日（金曜日）午前10時開催

※書面（郵送）による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含みます。）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含みます。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含みます。）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

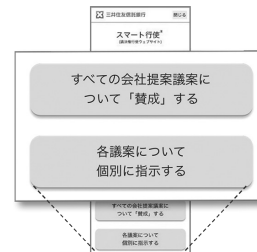


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンカメラで読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

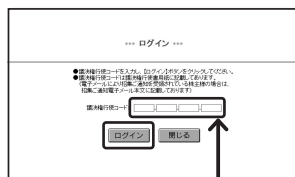
①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

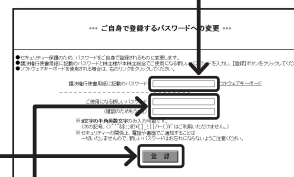


議決権行使コード



③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）

（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化等に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本株主総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更箇所を示しております）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（4）（条文省略） （新設） （新設） <u>（5）</u> （条文省略）	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（4）（現行どおり） <u>（5）労働者派遣業務</u> <u>（6）有料職業紹介業務</u> <u>（7）</u> （現行どおり）

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会の終結の時をもって現任取締役8名全員の任期が満了いたします。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	現在の地位及び担当	出席回数/ 取締役会
1	まつ おか たつ ひろ 松 岡 竜 大 再任	代表取締役社長COO	15回／15回
2	わ だ まなぶ 和 田 学 再任	代表取締役副社長 コンサルティング本部長	20回／20回
3	しん どう もと ひろ 進 藤 基 浩 再任	取締役CFO 管理本部長	20回／20回
4	た け だ とし ゆ き 武 田 智 行 再任 独立役員 社外	取締役	20回／20回
5	お く だ た か し 奥 田 高 志 再任 独立役員 社外	取締役	20回／20回
6	さい ま す み 崔 真 淑 再任 独立役員 社外	取締役	20回／20回
7	お お く ら し ょ う き 大 倉 奨 貴 再任 社外	取締役	15回／15回

(注) 松岡竜大氏及び大倉奨貴氏は、2025年5月29日開催の定時株主総会において新たに取締役に選任されたため、取締役会への出席回数が他の候補者と異なります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
①	再任 まつおか たつひろ 松岡 竜大 (1972年8月6日)	1998年 4 月 日本アドバンス・テクノロジー株式会社（現 三菱電機ソフトウェア株式会社）入社 2001年 4 月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現 PwCコンサルティング合同会社)入社 2008年10月 株式会社シグマクシス(現 株式会社シグマクシス・ホールディングス)入社 2014年11月 同社 Managing Director 2017年 4 月 国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 研究支援アドバイザー（現任） 2019年 4 月 株式会社シグマクシス(現 株式会社シグマクシス・ホールディングス) 常務執行役員 情報セキュリティ統括責任者(CISO) 2021年10月 同社 常務執行役員 2022年 5 月 株式会社アダストリア（現 株式会社アンドエスティHD） 社外取締役（現任） 2022年10月 当社 入社 常務執行役員 2022年10月 株式会社ライズ・クロス 取締役（現任） 2022年10月 大阪商工会議所 デジタル変革推進委員会 専門委員（現任） 2023年10月 日本デジタル空間経済連盟 スペシャルアドバイザー就任（現任） 2024年 6 月 当社 ビジネスディベロップメント部長 2025年 5 月 当社 代表取締役社長COO（現任）	19,600
【取締役候補者とした理由】 松岡竜大氏は、2025年より当社代表取締役社長COOとして、成長戦略の実行を牽引するとともに、経営基盤の強化に取り組んでまいりました。当社の経営の指揮を執る者として、その豊富な業界経験を活かし、経営意思決定及び監督に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
②	再任 和田学 (1985年1月13日)	2007年 4 月 株式会社ベイカレント・コンサルティング 入社 2012年 5 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 2015年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 取締役 2021年 3 月 当社 代表取締役副社長（現任） コンサルティング本部長（現任） 2022年 2 月 株式会社ライズ・クロス 取締役	143,690
【取締役候補者とした理由】 和田学氏は、当社代表取締役副社長として、経営に関する知見、営業・マーケティング領域における高い経験値を有し、当社の営業領域を強力に推進してまいりました。当社の経営の指揮を執る者として経営意思決定及び監督に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
③	再任 しん どう も と ひろ 進 藤 基 浩 (1974年5月3日)	1997年 4 月 株式会社ジェーシービー 入社 2000年 4 月 株式会社デジタルクラブ（現 ブロードメディア 株式会社） 入社 2015年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 2016年 2 月 株式会社ソフトギア 入社 2017年 5 月 株式会社ロボキュア 入社 2017年 9 月 株式会社ロボキュア 取締役 2018年 8 月 株式会社ベルテクス・パートナーズ 入社 2020年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 入社 執行役員 2021年 3 月 当社 執行役員 管理本部長（現任） 2022年 2 月 株式会社ライズ・クロス 監査役（現任） 2024年 5 月 当社 取締役 2025年 5 月 当社 取締役CFO（現任） 2026年 3 月 株式会社NouScale 監査役（現任）	44,600
【取締役候補者とした理由】 進藤基浩氏は、当社管理部門の責任者として、財務・経理・法務・労務・IR・経営管理等の体制構築及び内部統制等の整備を推進するとともに、財務戦略及び資本政策の立案・実行並びにIR活動の高度化に貢献してまいりました。当社の成長を支える管理部門の指揮を執る者として経営意思決定及び監督に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
④	再任 たけだとしゆき 武田 智行 (1979年11月7日)	2012年 1 月 アイシン精機株式会社（現 株式会社アイシン） 入社 2014年 9 月 三菱UFJ信託銀行株式会社 入行 2017年 3 月 エーオンヒューイットジャパン株式会社（現 エーオンソリューションズジャパン株式会社） 入社 2018年 7 月 PwCあらた有限責任監査法人（現 PwC Japan 有限責任監査法人） 入所 2020年 4 月 弁護士法人御園総合法律事務所 社員弁護士（現任） 2020年 4 月 旧株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 社外監査役 2021年 3 月 株式会社フロンティア（現 株式会社フロンティア・アドバイザリー・アンド・コンサルティング） 取締役（現任） 2021年11月 合同会社iris 代表社員（現任） 2022年 5 月 当社 社外取締役（現任） 2023年 4 月 株式会社Retool 社外取締役 2023年 9 月 株式会社Retool 社外取締役監査等委員（現任） 2024年10月 アクシス税理士法人 社員税理士（現任）	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 武田智行氏は、弁護士としての高い専門性を有していることから、会社法やガバナンスに関する卓越した見識を活かした経営の適切な監督及び提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
⑤	再任 おくだ たかし 奥田 高志 (1963年3月22日)	1986年 4 月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行 1998年 7 月 ゼネラル エレクトリック（GE）入社 2007年 7 月 GEキャピタルリーシング株式会社 代表取締役 社長 2007年11月 GEフリートサービス株式会社 代表取締役社長 2010年 2 月 日本GE株式会社 専務執行役員 2011年 9 月 オーシャンアソシエイツ合同会社 代表社員（現 任） 2011年12月 株式会社LIXIL 常務執行役員 2017年 5 月 DBJ投資アドバイザー株式会社 シニア・ディ レクター 2017年 6 月 鬼怒川ゴム工業株式会社 社外取締役 2021年 9 月 フィーチャ株式会社 社外取締役 2023年 2 月 当社 社外取締役（現任） 2025年 9 月 内外トランスライン株式会社 非常勤取締役（現 任）	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 奥田高志氏は、大手日本企業とグローバル企業の経営経験を有することに加え、M&A、営業、マー ケティング、事業開発、事業再建等の各領域に従事し卓越した知見を有していることから、その豊富 な経験と実績が当社の長期的な企業価値向上に資するものと期待するとともに、これらを活かした監 督及び提言を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社 外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
⑥	再任 さい ま す み 崔 真 淑 (1983年1月17日) (戸籍上の氏名： 石原 真淑)	2008年 4 月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）入社 2016年 3 月 株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役（現任） 2016年 4 月 エイボン・プロダクツ株式会社（現 エフエムジー&ミッション株式会社）社外取締役 2019年 6 月 株式会社シーボン 社外取締役 2021年 6 月 株式会社カオナビ 社外取締役 2024年 5 月 当社 社外取締役（現任） 2024年10月 株式会社アイモバイル 社外取締役（現任） 2026年 3 月 株式会社オープンエイト 社外取締役監査等委員（現任）	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 崔真淑氏は、コーポレート・ガバナンス及びコーポレートファイナンスに関する専門的な見識を有していることから、経済・資本市場分析や金融リテラシーに関する研究活動を通して培われた経験を活かした監督及び提言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
⑦	再任 おおくら しょうき 大倉 奨貴 (1988年10月12日)	2011年 4 月 富士通株式会社 入社 2014年 6 月 プライスウォーターハウスクーパース株式会社 (現 PwCコンサルティング合同会社) 入社 2022年 9 月 株式会社SHIFT 入社 DAAE統括部長 2024年 2 月 株式会社クラブネッツ 取締役 (現任) 2024年11月 株式会社ナディア 取締役 (現任) 株式会社DeMiA 取締役 (現任) 2025年 5 月 当社 社外取締役 (現任) 2025年12月 株式会社SHIFT 経営戦略統括部 統括部長 (現任) 2026年 1 月 株式会社SHIFT AI統括部 統括部長 2026年 4 月 株式会社SHIFT AI BPaaS事業部 事業部長 (現任)	-
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大倉奨貴氏は、上場企業におけるコンサルティングビジネスや新規事業開発における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営全般に関する監督及び助言を期待するとともに、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 武田智行氏、奥田高志氏、崔真淑氏及び大倉奨貴氏は、社外取締役候補者です。
3. 当社は、取締役候補者武田智行氏、奥田高志氏及び崔真淑氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。
4. 武田智行氏の社外取締役就任年数は、本株主総会終結の時をもって4年です。
5. 奥田高志氏の社外取締役就任年数は、本株主総会終結の時をもって3年3ヶ月です。
6. 崔真淑氏の社外取締役就任年数は、本株主総会終結の時をもって2年です。
7. 大倉奨貴氏の社外取締役就任年数は、本株主総会終結の時をもって1年です。
8. 当社は、武田智行氏、奥田高志氏、崔真淑氏及び大倉奨貴氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項に基づき、責任限定契約を締結しております。各氏が取締役に再任され就任した場合には、当社と各氏との間で、当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額となります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。なお、次回更新時には同様の内容で

の更新を予定しております。

以上

事業報告

自 2025年3月1日
至 2026年2月28日

I. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復の動きが見られました。一方で、世界的な物価上昇や為替相場の変動、地政学リスクの高まりや国際情勢の不安定化、米国の通商政策による日本経済への影響懸念等により、我が国経済を取り巻く環境は依然として先行き不透明な状況が続いております。

このように激しく変化する市場環境に対応すべく、国内企業においては、経営の柔軟性や競争力の強化を図る動きが加速しており、特にDXを活用した業務効率化やビジネスモデルの変革に向けた取り組みが活発化しています。また、各企業は新たなビジネス機会の創出や更なる企業価値向上を目指した取り組みも行っており、企業活動へのコンサルティング支援に対する需要は今後さらに高まっていくものと考えられます。

当社グループは、2025年4月に中期経営計画を策定し、2026年2月期から2030年2月期において、売上年平均成長率20～25%、2030年2月期の営業利益率25～30%を達成することを目標としております。この目標達成に向けて、創業以来の強みである、戦略策定から実行支援まで一貫して顧客に深く入り込む伴走型の経営支援サービスを軸として、今後も様々な業界に対し、戦略策定、業務改革、IT導入、DX推進等のあらゆる側面からの支援を提供してまいります。

なお、当連結会計年度においては、コンサルタント人員数は増加したものの、人員構成の変化により、案件獲得及び全体の稼働に影響が生じました。

以上の結果、当連結会計年度における売上収益は8,421,187千円(前連結会計年度比9.7%増)、営業利益は1,703,200千円(前連結会計年度比13.0%減)、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,246,084千円(前連結会計年度比12.1%減)となりました。

なお、当社グループは、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

- 3 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- 4 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- 5 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- 6 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- 7 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

8 対処すべき課題

① 優秀な人材の採用と育成

当社は、昨今の高度化・複雑化する企業の多様な課題解決を導くための論点を設定し、プロジェクトを推進できる仮説思考型の優秀な人材の獲得が重要であると認識しております。コンサルティング事業は知識集約型のビジネスであり、コンサルタントが提供する知的な付加価値こそが顧客の多様な課題を解決し、結果として当社の成長に寄与すると考えております。

また、DX・AIXを推進するにあたっては、高いプロジェクトマネジメント力で顧客をリードする人材が不可欠になります。当社では、多種多彩な研修制度や勉強会を設けて、戦略立案や経営課題を解決するためのスキル向上を図ることで、コンサルティングスキルの成長を促す仕組みを構築しております。各コンサルタントが安心して働きやすい環境・待遇の整備に注力し、高いモチベーションを維持したまま業務を遂行できるように努めております。また、会社としてスキルマトリックスを設定し、各コンサルタントのコンサルティングスキルを定期的・客観的に把握するとともに、評価時にその職位における達成基準としてスキル要件を設定しております。

なお、当社は特定の業界やサービス領域に捉われず柔軟なアサインを可能とするOne Pool制を敷いており、コンサルタントは多岐にわたる経験が可能となっております。これにより、どのような顧客に相対しても、ニーズに応えた具体的で実現性の高い提案を行うプロフェッショナルの育成を図っております。

② コンサルティング品質の継続的な向上

当社グループの強みは、顧客に深く入り込み、Hands-onで戦略から実行に至るまで一貫通貫でコンサルティングサービスを提供することにあります。困難なプロジェクトに対しても高い品質のコンサルティングサービスを提供できるよう、品質管理部門によるクライアントサーベイの実施や結果の分析・社内共有を行うことで、顧客の期待値を超える成果を出すための仕組みを構築しております。また、コンサルタントには志向性面談を実施し、本人のスキルや希望にマッチした案件へのアサインや従業員満足度調査を実施することで、モチベーションの維持・向上に向けた施策を進めております。

③ 高い稼働率の維持

当社グループは、収益力を高め持続的な成長を実現するためには高い稼働率を維持することが重要であると認識しております。高い稼働率を維持すべく、当社では営業を行う専門部隊を配置しております。また、コンサルタントは、案件を進めていく過程で、顧客のニーズをいち早くつかむようにしているほか、すでに保有する取引先と深い関係性の構築を進めております。それにより案件ニーズの早期把握や長期プロジェクトの獲得を目指しておりますが、今後とも高い稼働率の維持に向け注力する必要があります。

④ 新たなビジネスモデルの開発

昨今の経営環境は、市場競争の激化や市場構造の変化に起因した企業経営者を取り巻く課題が多様化しており、これらの経営課題を解決し、企業経営をサポートできる幅広い経験や分析・思考能力を有するコンサルタントを求める需要が高まっております。一方で、既存のコンサルティングビジネスは、より低単価で一定の品質を提供する競合他社が出現した場合、当社の大きな脅威となります。当社は、長期的に顧客の経営にコミットする仕組みの構築に加え、アライアンスや、AIなどの新たなテクノロジーを活用したビジネスモデルの開発などを進めております。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、既存事業の継続的な成長と新規事業の開発・展開にあたっては、顧客からの信頼を得ることが不可欠であると考えております。現在、管理部門の人員強化やシステム導入を推進し、管理体制の強化を行っておりますが、今後更なる事業拡大を見据え、継続的な内部管理体制の強化、内部統制やコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

9 企業集団の財産及び損益の状況

	第3期 (2023年2月期)	第4期 (2024年2月期)	第5期 (2025年2月期)	第6期 (2026年2月期)
売上収益 (千円)	4,761,074	6,155,972	7,679,866	8,421,187
税引前当期利益 (千円)	1,312,488	1,779,791	1,908,614	1,690,554
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	965,843	1,315,359	1,418,334	1,246,084
総資産額 (千円)	7,533,319	8,521,930	9,200,725	9,495,065
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	153.85	157.20	259.76	297.69
基本的1株当たり当期利益 (円)	39.80	54.04	58.65	51.12

- (注) 1. 第4期より国際会計基準（IFRS）を適用して連結計算書類を作成しております。また、第3期についてもIFRSに基づく連結経営指標等をあわせて記載しております。
2. 当社は2023年7月14日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり親会社所有者帰属持分及び基本的1株当たり当期利益を算定しております。
3. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数により算出しております。

10 重要な親会社及び子会社の状況（2026年2月28日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ライズ・クロス	49,000千円	100%	インサイドセールス事業

11 主要な事業内容（2026年2月28日現在）

当社グループは、「PRODUCE NEXT ～しあわせな未来を、共に拓く。～」をミッションとして、幅広い領域における総合コンサルティング事業を展開しております。戦略・業務・IT等のコンサルティング領域を網羅し、戦略策定から実行までを一気通貫で支援するなど、顧客企業の課題解決に寄り添ったコンサルティングサービスを提供しております。

事業内容	サービス内容
総合コンサルティング事業	コンサルティングサービスの提供

12 主要な営業所（2026年2月28日現在）

① 当社

本社	東京都港区
----	-------

② 子会社

株式会社ライズ・クロス	東京都港区
-------------	-------

13 従業員の状況（2026年2月28日現在）

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
397（6）	67増（3増）	33.2	2.3

（注）従業員数は就業人員（在籍出向者及び他社から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

14 主要な借入先の状況（2026年2月28日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	800,000千円
株式会社りそな銀行	263,790千円

15 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．株式に関する事項（2026年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 97,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,878,540株（自己株式718,700株を含む。）
- (3) 株主数 8,535名
- (4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株式会社SHIFT	8,019,700	33.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,235,700	5.11
朝日 竜樹	1,213,500	5.02
BBH CO FOR ARCUS JAPAN VALUE FUND	534,000	2.21
楽天証券株式会社共有口	502,200	2.07
野村證券株式会社	454,311	1.88
岡 秀朋	451,800	1.87
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS －MARGIN（CASHPB）	389,500	1.61
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	339,500	1.40
UBS AG LONDON A/CIPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	291,300	1.20

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（718,700株）を控除して計算しております。
2. 株式会社SHIFTは、Sunrise CapitalⅢ,L.P.並びにSunrise CapitalⅢ(JPY),L.P.及び Sunrise CapitalⅢ(Non-US),L.P.（以下総称して「本売出人」という。）との間で、本売出人が有する当社の普通株式の合計8,019,700株(2025年2月28日時点の発行済株式総数24,655,760株に対する所有割合32.53％、2025年2月28日時点の総議決権数243,023個に対する割合33.00％)を市場外での相対取引により取得する旨の株式譲渡契約を2025年4月4日に締結し、同年4月24日に当該株式を譲り受けました。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、当該取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当期においては、取締役4名（社外取締役を除く。）に対し、職務執行の対価として、50,100株を交付しております。なお、社外取締役及び監査役については、該当する事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年2月28日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長COO	松岡竜大	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 研究支援アドバイザー 株式会社アンドエスティHD 社外取締役 株式会社ライズ・クロス 取締役 大阪商工会議所 デジタル変革推進委員会 専門委員 日本デジタル空間経済連盟 スペシャルアドバイザー
代表取締役CEO	北村俊樹	株式会社ライズ・クロス 取締役
代表取締役副社長	和田学	コンサルティング本部長
取締役CFO	進藤基浩	管理本部長 株式会社ライズ・クロス 監査役
取締役	武田智行	弁護士法人御園総合法律事務所 社員弁護士 株式会社フロンティア・アドバイザリー・アンド・コンサルティング 取締役 合同会社iris 代表社員 株式会社Retool 社外取締役監査等委員 アクシス税理士法人 社員税理士
取締役	奥田高志	オーシャンアソシエーツ合同会社 代表社員 内外トランスライン株式会社 非常勤取締役
取締役	崔真淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 代表取締役 株式会社アイモバイル 社外取締役
取締役	大倉奨貴	株式会社SHIFT 経営戦略統括部 統括部長 兼 AI統括部 統括部長 株式会社クラブネット 取締役 株式会社ナディア 取締役 株式会社DeMiA 取締役
常勤監査役	田中信一	
監査役	山田梨津子	山田梨津子公認会計士事務所 所長 ミライズ税理士法人 パートナー 株式会社ナルネットコミュニケーションズ 社外監査役 鈴鹿市 監査委員 株式会社かぶらやグループ 社外取締役監査等委員
監査役	岡本明子	松田綜合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社グローバルダイニング 社外取締役監査等委員 株式会社山形銀行 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役武田智行氏、奥田高志氏、崔真淑氏及び大倉奨貴氏は、社外取締役です。
2. 監査役田中信一氏、山田梨津子氏及び岡本明子氏は、社外監査役です。

3. 当社は、取締役武田智行氏、奥田高志氏及び崔真淑氏、並びに、監査役田中信一氏、山田梨津子氏及び岡本明子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役山田梨津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 2025年5月29日開催の第5回定時株主総会終結の時をもって、尾形健太郎氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社における取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は任意の指名報酬委員会における諮問を踏まえて、2025年5月29日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定する旨の決議をしております。

イ 基本方針

個々の取締役の報酬額については、指名報酬委員会の諮問を踏まえて取締役会で決議する。

業務執行取締役の報酬については、固定報酬、前期業績（注1）に連動した業績連動報酬、非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成される。

代表取締役社長は概ね固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝5.5：2（注2）：2.5、その他代表取締役は概ね固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝6：2（注2）：2とし、その他業務執行取締役は概ね固定報酬：業績連動報酬：非金銭報酬＝7：1.5（注2）：1.5とする。

非業務執行取締役については、固定報酬のみの構成とする。

（注1）業績連動報酬について、前期に在任していない場合、支給率は100%とする。

（注2）業績連動報酬について、後述の業績に応じた支給率が100%の場合の比率としている。

ロ 業務執行取締役の報酬算定方針

(a) 固定報酬の決定方針

固定報酬は、役位、職責、他社水準、当社業績、従業員及び経営幹部の給与水準等を総合的に勘案して決定し、毎月固定額で支給する。

(b) 業績連動報酬の決定方針

業績連動報酬は、前期業績に対応した成果・成功報酬型とし、当社の持続的な企業価値向上への動機づけを高めるのに影響を与える利益指標である前期の連結営業利益及び連結売上収益を指標とし、それぞれの予算達成率に応じて支給率を決定する。

支給率100%のとき、代表取締役社長は(a)で決定した固定報酬の額の概ね5.5分の2、その他代表取締役は(a)で決定した固定報酬の額の概ね6分の2とし、その他業務執行取締役は(a)で決定した固定報酬の額の概ね7分の1.5とする。

業績連動報酬は(a)で決定した固定報酬と合算したうえで12分割し、定期同額給与として支給する。なお業績連動報酬は前期の業績及び当該期間の役位・職責を基準に算定される。

(c) 譲渡制限付株式報酬の決定方針

非金銭報酬としての譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役に対し当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬を設定し、2024年5月31日開催の定時株主総会において承認された譲渡制限付株式報酬制度に基づき、業務執行取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を支給し、当該債権の全部を現物出資財産として給付した業務執行取締役に対し、当社の普通株式を、事業年度ごとに一定の時期に付与する。

当該譲渡制限付株式報酬は、役位、職責、他社水準、当社業績、従業員及び経営幹部の給与水準等を総合的に勘案して決定する。

また、付与対象者との間において、一定期間の譲渡制限等を定めた譲渡制限付株式割当契約を締結する。

譲渡制限付株式報酬の付与対象者との間において締結される譲渡制限付株式割当契約書においては、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反を行った場合には、当該対象取締役は、当社に対し、その保有する譲渡制限付株式の全部若しくは一部の返還又は当該株式に代わる時価相当額の金銭の支払いをしなければならない旨の規定を設ける。

また、譲渡制限期間解除後の売却について、社内ガイドラインに基づき制限を行う。

ハ 非業務執行取締役の報酬算定方針

非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみとし、役位、職責、他社水準、当社業績等を総合的に勘案して決定する。毎月固定額で支給する。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する株主総会決議の年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は取締役の年間報酬総額の上限を300,000千円以内とするものです。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。取締役の報酬等の額については、上記株主総会で決議された総枠のなかで、諮問機関である指名報酬委員会の審議事項を

もとに取締役会にて決定しております。

上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式の付与のための報酬に関する総会決議の年月日は2024年5月31日であり、決議の内容は譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について、発行又は処分を受けるものです。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額100,000千円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年10万株以内としております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は3名です。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、諮問機関である指名報酬委員会の審議事項をもとに取締役会において決定しております。

また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会決議の年月日は2023年5月31日であり、決議の内容は監査役の年間報酬総額の上限を20,000千円以内とするものです。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。監査役の報酬等については上記株主総会で決議された総枠のなかで監査役にて協議のうえ、決定しております。

③ 当社報酬方針に沿うと判断した理由

当社取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、当社を取り巻く経営環境、当社の経営状況、当社業績、他社水準等を踏まえつつ、各取締役の担当領域・役位・職責・職務執行に対する評価等が考慮されており、指名報酬委員会への諮問を踏まえ取締役会において審議されているなど、当社の報酬方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	235,520 (17,666)	169,533 (17,666)	47,913 (-)	18,074 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	16,200 (16,200)	16,200 (16,200)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 当事業年度の人員数は、2025年5月29日に退任した取締役1名と同日に辞任した監査役1名を含め、取締役9名、監査役4名です。支給人員との相違は、無報酬の取締役2名、監査役1名がそれぞれ、存在していることによるものです。
2. 業績連動報酬等の算定の基礎として選定した業績指標は「(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項ロ.業務執行取締役の報酬算定方針」に記載しております。なお、業績指標である前期連結営業利益、前期連結売上収益実績はそれぞれ1,958,460千円、7,679,866千円です。
3. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。
当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「Ⅱ. 株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	武田智行	弁護士法人御園総合法律事務所 株式会社フロンティア・アドバイザー・アンド・コンサルティング 合同会社iris 株式会社Retool アクシス税理士法人	社員弁護士 取締役 代表社員 社外取締役監査等委員 社員税理士
取締役	奥田高志	オーシャンアソシエイツ合同会社 内外トランスライン株式会社	代表社員 非常勤取締役
取締役	崔真淑	株式会社グッド・ニュースアンドカンパニーズ 株式会社アイモバイル	代表取締役 社外取締役
取締役	大倉奨貴	株式会社SHIFT 株式会社クラブネッツ 株式会社ナディア 株式会社DeMiA	経営戦略統括部 統括部長 兼 AI統括部 統括部長 取締役 取締役 取締役
監査役	山田梨津子	山田梨津子公認会計士事務所 ミライズ税理士法人 株式会社ナルネットコミュニケーションズ 鈴鹿市 株式会社かぶらやグループ	所長 パートナー 社外監査役 監査委員 社外取締役監査等委員
監査役	岡本明子	松田綜合法律事務所 株式会社グローバルダイニング 株式会社山形銀行	パートナー弁護士 社外取締役監査等委員 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役大倉奨貴氏の兼職先である株式会社SHIFTは、当社株式数の33.19%を保有する大株主であり、当社との間で、資本業務提携、コンサルティングサービスの受委託等を行っております。
2. 当社とその他の取締役及び監査役が兼職する法人等との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主要な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	武田智行	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、主に弁護士としての見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	奥田高志	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、大手日本企業とグローバル企業における豊富な経営経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	崔真淑	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、コーポレート・ガバナンス及びコーポレートファイナンスにおける豊富な経営経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
取締役	大倉奨貴	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、コンサルティングビジネスや新規事業開発における豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。
常勤監査役	田中信一	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、大手日本企業における豊富な経営管理及び経営監視の知識や経験に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	山田梨津子	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回に出席し、公認会計士としての豊富な経験と専門的知識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	岡本明子	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、弁護士としての見識に基づき、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

- (注) 1. 取締役大倉奨貴氏及び監査役岡本明子氏は、2025年5月29日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席回数が他の社外役員と異なります。
2. 監査役岡本明子氏は、2025年5月29日開催の定時株主総会において新たに選任されたため、監査役会への出席回数が他の監査役と異なります。

連 結 計 算 書 類

連結財政状態計算書

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,818,418	流 動 負 債	1,525,309
現金及び現金同等物	2,720,965	営業債務及びその他の債務	200,150
営業債権及びその他の債権	921,975	借入金	532,000
棚卸資産	15,975	リース負債	48,545
未収法人所得税	7,606	未払法人所得税	235,253
その他の流動資産	151,897	引当金	11,705
非 流 動 資 産	5,676,647	その他の流動負債	497,656
有形固定資産	24,945	非 流 動 負 債	777,502
使用権資産	278,951	借入金	531,790
のれん	5,120,539	リース負債	222,712
その他の金融資産	122,411	引当金	23,000
繰延税金資産	87,520	負 債 合 計	2,302,811
その他の非流動資産	42,281	(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	7,192,253
		資本金	185,385
		資本剰余金	2,230,702
		利益剰余金	5,244,936
		自己株式	△468,770
		資 本 合 計	7,192,253
資 産 合 計	9,495,065	負債及び資本合計	9,495,065

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	8,421,187
売上原価	3,813,471
売上総利益	4,607,716
販売費及び一般管理費	2,908,252
その他の収益	7,910
その他の費用	4,174
営業利益	1,703,200
金融収益	4,817
金融費用	17,463
税引前当期利益	1,690,554
法人所得税費用	444,470
当期利益	1,246,084
当期利益の帰属	
親会社の所有者	1,246,084
非支配持分	—
当期利益	1,246,084

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ
取締役会御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

中村 直樹

指定社員
業務執行社員

公認会計士

津田 格朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ライズ・コンサルティング・グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月15日

株式会社ライズ・コンサルティング・グループ
取締役会御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中村 直樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	津田 格朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライズ・コンサルティング・グループの2025年3月1日から2026年2月28日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第6期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月15日
株式会社ライズ・コンサルティング・グループ 監査役会
常勤社外監査役 田 中 信 一 印
社外監査役 山 田 梨津子 印
社外監査役 岡 本 明 子 印

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区虎ノ門4-1-1
トラストシティ カンファレンス・神谷町
神谷町トラストタワー 2階
TEL 03-5208-1210



交通 東京メトロ日比谷線神谷町駅直結
(メトロシティ神谷町 (4a/4b方面) を経由、東京ワールドゲート連絡通路直結)

開催場所を昨年から変更しております。
ご来場の際は上記のご案内図をご参照ください。